

意見書第12号

「公共工事における賃金確保法」（仮称）の制定など公共工事における 建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

建設産業における元請と下請という重層的な関係の中で、他産業では常識とされている明確な賃金体系が現在も確保されず、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げとなり、建設労働者の生活を不安定なものにしている。

国においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成12年11月27日に公布され、平成13年2月16日に施行されましたが、「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適正に行われること」という附帯決議が国会でなされたところです。

なお、諸外国では公共工事に関する賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいます。

については、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保と共に、雇用の安定や技術労働者の育成を図るためには、公共工事における新たなルールづくりが必要である。

記

1. 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を進めること。
2. 「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年12月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

様

たつの市議会議長

